

平成26年3月20日

関係各位

株式会社宮入バルブ製作所
代表取締役社長 平綿孝之

詐害行為取消請求訴訟

勝訴のご報告

謹啓 貴下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜りまして誠に有難うございます。

当社は、当社に対して30億5千万円、約定利息および遅延損害金の返済債務を負っている小林達也氏（当社元特別顧問）が平成20年7月に東京都港区南麻布二丁目の建物（当時の時価約3億円）に係る同氏の持分をその配偶者に譲渡した売買行為が、当社に対する詐害行為でありその売買行為の取消しを求めて、平成24年4月、東京地方裁判所に提訴しました。

東京地方裁判所は、平成26年3月18日、当社の主張を全面的に認め、上記売買行為を取り消す旨の判決を下しましたので、ご報告申し上げます。その判決文の全文を、以下に添付いたします。

なお、当社は、現在、当社元取締役の千村幸治氏と、当社元常勤監査役の井戸川成氏に対し、役員善管注意義務違反に基づく損害賠償請求訴訟を、東京地方裁判所に提起し、係属中です。

さらに、西日本宮入販売（株）が当社を相手どり、継続的な取引契約上の地位を求める仮処分を申し立てた事件につきましては、既に御報告のとおり、東京地方裁判所、東京高等裁判所、最高裁判所の全てにおいて、当社が勝訴しております。

加えて、当社は、西日本宮入販売（株）を被告として、約2億円の未払売買代金の支払を求めて、東京地方裁判所に反訴し、係属中であることを申し添えます。

謹白

件共有持分」という。)を売却する行為は詐害行為に該当すると主張して、小林に対して30億5000万円余の保証債務履行請求債権を有する原告が、小林の妻である被告に対し、詐害行為取消権に基づき、前記売買契約の取消しとそれに係る持分全部移転登記の抹消登記手続を求めた事案である。

1 前提事実(認定事実は末尾に証拠を摘示)

(1) 当事者等について

ア 原告は、ガス容器用のバルブ製造を主たる業とする東証2部上場の株式会社である。

イ 被告は、小林の妻である。

ウ MSエイジア株式会社(以下「MSエイジア」という。)は、後記(2)ア記載の貸付がなされた当時、原告の完全子会社であったが、平成20年3月27日、株式会社インベストサイゴンがMSエイジアの全株式を原告から取得したことにより、原告とMSエイジアとの資本関係はなくなった(甲52)。

エ 小林は、平成16年11月、原告の特別顧問に就任し、平成19年5月1日、MSエイジアの代表者に就任したが、平成20年3月末、原告の特別顧問を退任し、平成21年2月12日、MSエイジアの代表者を退任した(甲1, 52)。

(2) 原告の小林に対する保証債務履行請求債権について(甲1, 52)

ア 原告は、MSエイジアに対し、別紙2貸金目録記載のとおり、平成19年5月21日から平成20年3月4日にかけて9回にわたり、合計30億5000万円を、利息年2パーセント(なお、利率は、平成20年4月1日以降、年1パーセントに変更されている。)、遅延損害金年14パーセント(年365日の日割計算)の約定で貸し付けた(以下「本件各貸付」という。)

イ 本件各貸付当時、MSエイジアの代表者であった小林は、原告に対し、

本件各貸付の貸付日に、MSエイジアの本件各貸付に係る債務を連帯保証する旨書面で約した（以下「本件連帯保証契約」という。）。

(3) 本件建物について

本件建物は、平成12年1月、借地上に新築された建物である。被告及び小林は、同年2月22日、本件建物について、共有持分を2分の1ずつとする別紙3登記目録記載1の所有権保存登記を経由した。また、同日、本件建物について、別紙3登記目録記載3及び4記載の抵当権設定登記（以下、同登記に係る抵当権を「本件各抵当権」という。）がなされた。

(4) 本件各抵当権の抹消登記及び本件共有持分の移転登記について

ア 別紙3登記目録記載4の抵当権設定登記（以下、同登記に係る抵当権を「本件抵当権2」という。）について、平成20年7月7日、同月4日解除を原因とする同目録記載5の抵当権抹消登記（以下「本件抵当権2に係る抵当権抹消登記」という。）がなされた。

イ 別紙3登記目録記載3の抵当権設定登記（以下、同登記に係る抵当権を本件抵当権1」という。）について、同月7日、同年6月27日解除を原因とする同目録記載6の抵当権抹消登記（以下「本件抵当権1に係る抵当権抹消登記」という。）がなされた。

ウ 本件共有持分について、同年7月18日、同月14日売買を原因とする別紙3登記目録記載2の小林達也持分全部移転登記（以下「本件持分移転登記」という。）がなされた。

(5) 本件共有持分の処分禁止の仮処分命令の申立て等

ア 原告は、平成24年1月23日、東京地方裁判所に対し、詐害行為取消権を被保全債権として、本件共有持分の処分禁止の仮処分命令を申し立て（同裁判所平成24年(㊄)第196号、以下「本件仮処分命令の申立て」という。）、同裁判所は、同年2月1日、当該仮処分命令を発令した（甲19）。

イ 原告は、同年4月4日、本件訴訟を提起した（裁判所に顕著な事実）。

2 争点

(1) 小林の被告に対する本件共有持分の売却行為（以下「本件売買契約」という。）の詐害性等（争点1）

ア 本件売買契約は、本件各抵当権の消滅前である平成20年6月27日に締結されたのか（被告の主張）、それとも、本件各抵当権の消滅後である平成20年7月14日に締結されたのか（原告の主張）。

イ 本件売買契約の代金の相当性等

ウ 小林の詐害の意思の有無

エ 詐害行為取消の範囲

(2) 被告の善意（争点2）

(3) 詐害行為取消権の消滅時効の成否（争点3）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件売買契約の詐害性等）について

ア 原告の主張

(ア) 小林は、平成20年7月14日、被告に対し、小林が有する本件共有持分を売却し（本件売買契約）、同月18日、本件持分移転登記手続きをした。

a 被告は、本件売買契約の締結日は同年6月27日である旨主張するが、被告及び小林が作成した本件持分移転登記に係る登記申請書類には、同年7月14日に本件共有持分を売却した旨明確に記載されており、前記主張は理由がない

b また、被告は、本件売買契約の代金額は6500万円であるとし、その金額は不相当に低廉であるとはいえない旨主張するが、本件共有持分の評価額は1億5400万円であり（甲34）、前記主張は理由がない。

(イ) 平成22年2月5日、原告が小林の資産状況を調査したところ、小林には本件共有持分の他にめぼしい資産がないことが判明した。

また、本件各貸付の債務者であるMSエイジアについても、本件各貸付について1億円での和解を申し入れていることから、弁済資力がないことが明らかである。

(ウ) 小林が本件売買契約を締結した平成20年7月14日は、本件各貸付の債務者であるMSエイジアが同年6月末日を期日とする本件各貸付に係る利息の支払を怠り、原告が小林に対し、その支払を催告していた時期と符合する。

すなわち、MSエイジアが平成20年6月末日までに支払うべき本件各貸付に係る利息1027万4902円を期日までに支払わなかったことから、原告は、小林に対し、前記利息の支払について問い合わせたところ、同年7月1日までには支払う旨の回答があった。ところが、同月15日を過ぎても前記利息の支払がなされなかったため、原告は、MSエイジアに対し、遅延した前記利息の支払を催告したが、MSエイジアからは、小林と連絡がとれず同月中の弁済は困難との回答があった。

かかる事情によれば、小林は、本件売買契約締結の際、これによって債権者を害することを知っていたものというべきである。

(エ) 以上によれば、本件売買契約は詐害行為に当たる。

なお、被告は、本件売買契約締結後に本件抵当権1が消滅している、ないし、実質的には、本件売買契約締結後に本件抵当権1が消滅しているとみることができるとして、本件においては、現物返還請求はできず、本件共有持分の価額から本件抵当権1の被担保債権の額を控除した額の限度で詐害行為取消ができるにとどまる旨主張する。

しかしながら、本件売買契約締結前に本件各抵当権が消滅していることは前述のとおりであり、前記主張は理由がない。

イ 被告の主張

(ア) 前記ア(ア)のうち、被告が小林との間で本件売買契約を締結したこと、及び、本件持分移転登記をしたことは認め、本件売買契約の締結日が平成20年7月14日であるとする点は否認する。

a 本件売買契約の締結日について

被告と小林は、平成20年6月27日、小林が被告に対して、本件共有持分を代金6500万円で売却する旨の本件売買契約を口頭で締結した。被告は、同日、6500万円を自己の預金口座から引き出した上で、これを小林名義の預金口座に入金し、本件売買契約の代金を支払った。その後、前記代金を原資として、本件抵当権1の被担保債権の弁済がなされ、本件抵当権1が解除された。以上のとおり、本件売買契約の締結は、本件抵当権1の消滅よりも前に行われた。

それにもかかわらず、登記上、本件売買契約の締結日が同年7月14日とされ、本件抵当権の消滅よりも後とされている事情は、以下のとおりである。

(a) 本件売買契約の代金は同年6月27日に支払われているところ、前記代金は、同日、小林の三井住友銀行（旧さくら信用保証株式会社）に対する住宅ローン（残高6122万4928円、本件抵当権1に係る被担保債権）の返済に充てられた。これにより、同日、本件抵当権1が解除された。

なお、被告は、同日、被告の三井住友銀行（旧株式会社さくら銀行）に対する住宅ローン（残高1922万1331円、本件抵当権2に係る被担保債権）を完済している。

(b) 通常、抵当権が設定されている不動産の売買は、売買代金の支払と被担保債権の弁済が同時に行われ、かつ、直ちに、抵当権設定登記の抹消登記と所有権移転登記が同時になされることが多い。

しかし、本件売買契約においては、登記手続に関する専門的知識を有しない被告自身が登記手続を行ったことと、抵当権解除証書が後日発行されることとされていたことから、登記手続は後日行うこととなった。

- (c) 前記(a)記載の住宅ローンの返済から数日して、抵当権解除証書が発行されたことから、被告は、同年7月7日付で、本件抵当権1に係る抵当権抹消登記の申請をした。

被告は、前記申請と同時に、本件持分移転登記の申請をしようとしたが、当時の小林の住所である「杉並区高井戸東一丁目1番30号」が、登記上の住所である「港区芝大門一丁目11番9-701号」と異なっていたため、本件持分移転登記の申請をするには、小林の登記名義人住所変更登記を経る必要があることが判明した。しかも、被告は、小林の住所変更を証明する登記原因証明情報（住民票）を持っていなかったため、登記名義人住所変更登記及び本件持分移転登記の申請を後日改めて行うこととした。

- (d) 被告は、平成20年7月18日、小林の住民票を取得した上で、改めて登記名義人住所変更登記及び本件持分移転登記の申請をした。

本件売買契約においては、売買契約書が作成されなかったため、本件持分移転登記の申請にあたり、被告は、登記所の登記相談でアドバイスを受けて、登記原因証明情報を作成して、本件移転登記の申請における添付書類とした。この際、登記原因証明情報において、売買契約及び共有持分移転の日を、特段の理由もなく任意に登記申請の数日前である平成20年7月14日と記載したため、登記上、登記原因が「平成20年7月14日 売買」と登記されることになった。

b 本件売買契約は詐害行為に当たらないことについて

(a) 本件売買契約の代金は6500万円であるところ、以下の事情によれば、借地権の価格を考慮するとしても、前記代金額が不相当に低廉であったということはできない。

すなわち、本件建物は、単独所有ではなく小林と被告がそれぞれ2分の1の共有持分を有していたことに加えて、現に被告の家族が居住する建物であったことからすると、一般的にいて、本件建物に買い手がつくことは皆無に等しく、本件建物の時価は、相場よりも大きく減額されることになるからである。

そして、被告が支払った本件売買契約の代金が、本件建物に設定されていた本件抵当権1の被担保債権の弁済に充てられていることから明らかなとおり、本件売買契約は、前記弁済のためになされたものであるから、その目的は正当である。

よって、本件売買契約は、詐害行為に当たらない。

(b) 本件抵当権1の被担保債権の残額は、本件売買契約締結当時、6122万4928円であった。これは、本件共有持分の評価額である3017万3000円を優に超えるものであり、本件共有持分は、いわゆるオーバーローンの状態であった。

よって、本件売買契約は、詐害行為に当たらない。

c 詐害行為取消が許される範囲について

最高裁判所昭和36年7月19日大法廷判決（民集15巻7号1875頁参照）は、共同抵当の目的とされた数個の不動産の全部又は一部の売買契約が詐害行為に該当する場合において、当該詐害行為の後に弁済によって当該抵当権が消滅したときは、売買の目的とされた不動産の価額から当該不動産が負担すべき当該抵当権の被担保債権の額を控除した残額の限度で当該売買契約を取り消し、その価格による賠

償を命ずべきであり、一部の不動産自体の回復を認めるべきではないとする。

- (a) そうすると、仮に、本件売買契約が詐害行為に当たるとしても、本件では、平成20年6月27日の本件売買契約締結後、本件抵当権1が弁済により消滅しているから、本件共有持分の価額から、本件抵当権1の被担保債権の額を控除した残額の限度で詐害行為取消が認められるべきところ、本件共有持分の価額（3017万3000円）よりも本件抵当権の被担保債権の額（6122万4928円）の方が大きいから、取り消すべき売買契約は存在しないことになる。
- (b) もっとも、本件では、登記上、本件抵当権1の解除日が平成20年6月27日、本件売買契約の締結日が同年7月14日とされている。

この点、詐害行為は、対抗要件の具備とは無関係に、所有権の移転行為それ自体を問題とすべきであるから、登記上の記載にかかわらず、本件売買契約によって本件共有持分が移転した日は、平成20年6月27日とみるべきである。

よって、本件においても、前記判例の射程が及ぶものというべきであり、詐害行為により取り消すべき売買契約は存在しない。

- (c) 仮に、民法177条によって、本件売買契約の締結日が平成20年6月27日であることを原告に対抗できない結果、形式的には、詐害行為の前に本件抵当権1が消滅したとみられる場合であっても、本件では、本件売買契約が本件抵当権1の被担保債権の弁済を目的とされていたことから、本件抵当権1の抹消と本件共有持分の移転は、不可分の取引であったと解されることや、本件抵当権1に係る抵当権抹消登記の日の数日後には本件持分移転登記がされていることなどから、実質的に「詐害行為の後に弁済によって抵当権が

消滅した」場合と評価することができる。

よって、前記判例の射程が及ぶものというべきであり、詐害行為により取り消すべき売買契約は存在しない。

(イ) 前記ア(イ)のうち、MSエイジアに本件各貸付の弁済資力がいないとする点は否認ないし争い、その余は、いずれも不知。

(ウ) 前記ア(ウ)のうち、原告とMSエイジア及び小林との間のやり取りは不知、その余は否認ないし争う。

(2) 争点2 (被告の善意) について

ア 被告の主張

①被告と小林は、昭和58年ないし昭和59年ころから別居しており、以降、同居したことはなかったこと、②被告と小林は、夫婦といえども、別々に家計を負担しており、互いの収支に立ち入ることもなく、また、援助をする関係にもなかったこと、③被告は、小林の仕事等について無頓着であったし、小林も、被告に対し、自身の仕事の話をするとはなかったことなどから、被告は、本件売買契約締結の際、小林が原告に対して、本件連帯保証契約に基づく債務を負担していることすら知らず、本件売買契約によって小林の債権者を害することも知らなかった。

イ 原告の主張

否認ないし争う。

(3) 争点3 (詐害行為取消権の消滅時効の成否) について

ア 被告の主張

(ア) 消滅時効の主張1

以下の経緯によれば、原告の代表取締役であった高井洋（以下「高井」という。）は、平成20年10月8日、本件売買契約締結の事実を知ったものというべきである。

そして、一個人にすぎない小林が、本件共有持分以外に本件連帯保証

契約に係る債務を満足させるに足る資産を有していたとは考えられないから、高井は、本件売買契約締結の事実を知ったときに、「取消しの原因を知った」（民法426条）ということができる。

そうすると、本件請求に係る詐害行為取消権の消滅時効は、遅くとも平成22年10月8日の経過をもって完成した。被告は、前記消滅時効を援用する。

- a 原告は、MSエイジアに対し、30億5000万円の貸金債権（本件各貸付）を有していたところ、被告の夫である小林は、MSエイジアの前記債務を連帯保証していた（本件連帯保証契約）。また、原告は、MSエイジア及び小林に対して本件各貸付に係る金員の支払を命じる判決を得ていた。
- b 原告は、平成21年3月期の決算報告書作成の過程で、原告の監査を担当する監査法人夏目事務所から、本件各貸付に関連し、借主であるMSエイジアの財務状況を明らかにするとともに、原告の財務を健全なものとするために、MSエイジアはもとより、連帯保証人である小林からも担保提供を受ける等の策を講じることが必要であるとの指導を受けていた。
- c これを受けて、当時の原告の代表取締役であった高井及び原告の経営陣は、平成20年9月ころ、小林に対し、MSエイジアの決算資料の提出と担保の提供を要請していた。

同月2日及び12日には、尾崎孝信（以下「尾崎」という。）と高井が面談し、高井は、尾崎に対し、MSエイジアの決算資料の提出を求めるとともに、小林との今後の面会を調整するよう依頼した。この際、高井は、尾崎に対し、小林に担保提供のお願いをするつもりである旨説明したようであるが、これに対し、尾崎は、小林が既に本件共有持分を移転していることを告げている。

なお、MSエイジアの決算資料は、遅くとも同月末ころまでには、原告に提出されている。

d 平成20年10月8日には、高井と小林が、MSエイジアの財務状況や担保提供の件で面談をしている。同面談において、高井は、小林に対し、担保提供を要請する中で、本件建物の担保提供をも要請したところ、小林は、本件建物に係る登記完了証を示し、もう俺には財産がない、私の名義ではないということを行った。

(イ) 消滅時効の主張2

仮に前記(ア)記載の主張が認められないとしても、以下の経緯によれば、原告は、平成21年8月までに本件売買契約締結の事実を知ったものというべきである。

そうすると、本件請求に係る詐害行為取消権の消滅時効は、遅くとも平成23年8月31日の経過をもって完成した。被告は、前記消滅時効を援用する。

a 平成21年6月26日、高井に代わり、新たに佐野邦男（以下「佐野」という。）が原告の代表取締役役に就任した。当時、原告社内においては、本件各貸付の回収が最大の懸案事項となっており、原告は、小林の財産調査に躍起になっていた。

同日の原告の株主総会が開催されたころ、原告の取締役である藤原慶太（以下「藤原」という。）及び原告の総務部長である市原（以下、単に「市原」という。）は、小林の財産調査のため、本件建物付近を調査していたところ、表札のない大きな家を発見した。藤原及び市原は、その家の前で見慣れたホンダの自動車が止まっていたことや、小林がかねてより犬を飼っていると言っていたところ、その家の中から犬の鳴き声がしたことから、その家の不動産登記を調べることにした。

藤原及び市原が前記家を発見した日から2、3日後、市原は、本件

建物の登記事項証明書を持参し、原告の役員らにその旨を報告した。

前記登記事項証明書には、本件売買契約に係る登記の記載があった。

- b 小林が本件共有持分を被告に譲渡してしまったという事実は、直近の取締役会において報告され、すぐに原告の役員の間で協議がなされた。

イ 原告の主張

(ア) 前記ア(ア) (消滅時効の主張1) について

原告の代表取締役である高井が平成20年10月8日ころ本件売買契約締結の事実を知ったとする点は否認する。

原告が本件売買契約を認識したのは平成22年2月5日である。そして、平成24年1月23日の本件仮処分命令の申立てにより、消滅時効の進行が中断した。

- a 前記(ア)aは、認める。
- b 前記(ア)bのうち、連帯保証人である小林からも担保提供を受ける等の策を講じることが必要であるとの指導を受けていたことは不知、その余は認める。
- c 前記(ア)cのうち、高井及び原告の経営陣が、平成20年9月ころ、小林に対し、MSエイジアの決算資料の提出と担保の提供を要請していたことは認める。
- d 前記(ア)dは、否認する。

なお、原告の当時の代表取締役である高井は、平成20年9月及び10月、本件各貸付の回収に関して、小林及び尾崎と面談したことがある。しかし、その際、高井は、小林及び尾崎から、小林が被告に本件共有持分を移転している旨の話を聞いたことはない。

(イ) 前記ア(イ) (消滅時効の主張2) について

原告が平成21年8月までに本件売買契約締結の事実を知ったとする

点は否認する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件売買契約の詐害性等）について

(1) 本件売買契約の締結日について

ア 前記前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（ア）被告は、平成20年6月27日、自己の預金口座から現金6500万円を引き出し、これを小林名義の預金口座に預け入れた（乙1、2、以下、この金員の動きを指して「本借金員の授受」という。）。

（イ）小林は、同日、前記預け入れられた金員を原資に、本件抵当権1の被担保債権である住宅ローン（残額6122万4928円）を完済した（乙3の1、2）。また、被告も、同日、本件抵当権2の被担保債権である住宅ローン（残額1922万1331円）を完済した（乙4の1、2）。

（ウ）被告は、同年7月7日、本件抵当権1に係る抵当権抹消登記（原因は平成20年6月27日解除）及び本件抵当権2に係る抵当権抹消登記（原因は平成20年7月4日解除）の申請をし、その旨の登記がなされた（甲2の1、甲31、32、乙10）。

（エ）被告は、同年7月18日、別紙3登記目録記載1の所有権保存登記における小林の登記名義人住所変更登記と本件持分移転登記（原因は平成20年7月14日売買）の申請をし、その旨の登記がなされた（甲2の1、甲33、乙10）。

本件持分移転登記に係る登記申請書（被告の記名押印がある）、登記原因証明情報（被告及び小林の記名押印がある）及び委任状（小林の署名押印がある）（以下、前記3通の書面を「本件各書面」という。）には、平成20年7月14日に本件売買契約がなされた旨の記載がある（甲33）。

イ 前記認定事実によれば、①平成20年6月27日、被告が小林に対して本件抵当権1の被担保債権の弁済資金として6500万円を貸し付ける等し、②同日、小林において同被担保債権を完済し、③同年7月14日、被告と小林は、代金額を6500万円として本件売買契約を締結し、前記貸し付ける等した6500万円を前記代金に充当する旨合意したと認めるのが相当である。

ウ これに対し、被告は、本件金員の授受があった平成20年6月27日に本件売買契約の締結がなされた旨主張する。そして、登記上、本件売買契約の締結日が同年7月14日となったのは、特段の理由もなく、本件各書面に、任意に登記申請の数日前であった同日を本件売買契約の締結日と記載したためにすぎないなどと主張する。

しかしながら、本件各書面上の本件売買契約の日付について、仮に特段の理由なく平成20年7月14日とされたものであったとしても、他に売買契約書等が存在しない本件においては、被告と小林の本件売買契約締結に関する意思表示が明確に示されている書面は本件各書面の他に存在しないのであるから、原則として、同日をもって、本件売買契約の締結日というべきである。そして、同年6月27日に本件金員の授受がなされているが、これについては、本件売買契約に先立ち本件抵当権1を消滅させるために被告から小林に対して貸付等がなされたとみることも可能であり、直ちに同日に本件売買契約の締結があったということはできない。他に本件各書面に記載された平成20年7月14日ではなく、同年6月27日に本件売買契約が締結されたとみるべき証拠はない。

(2) 本件売買契約の代金の相当性等について

ア 乙第9号証によれば、本件共有持分の平成20年7月14日時点における評価額は、1億1907万円であると認められる。これによれば、本件売買契約の代金額である6500万円は、不当に低廉な価格であることが

明らかというべきである。

イ 小林には、平成20年7月14日当時、本件共有持分以外に見るべき資産がなかったものと認められる（甲52，証人高井洋，弁論の全趣旨）。また、本件各貸付の債務者であるMSエイジアについても、本件各貸付の返済が困難な状況にある旨表明し、元金30億5000万円に対して、1億円の支払での和解を原告に申し入れていること（甲3）にかんがみれば、本件各貸付を弁済する資力はなかったものと認められる。

ウ 以上によれば、本件売買契約は、小林の債権者を害するものであるというべきである。

(3) 小林の詐害の意思の有無について

本件売買契約を締結した平成20年7月14日ころは、MSエイジアが本件各貸付に係る利息の支払を怠ったことから、原告がMSエイジア及び小林に対し、その支払を求めていた時期に符合すること（甲1，52，証人高井洋）に照らせば、小林は、本件売買契約が小林の債権者を害することを認識していたものと推認できる。

(4) 詐害行為取消の範囲について

被告は、本件売買契約締結後に本件抵当権1が消滅している、ないし、実質的には、本件売買契約締結後に本件抵当権1が消滅しているとみる事ができるとして、本件においては、現物返還請求はできず、本件共有持分の価額から本件抵当権の被担保債権の額を控除した額の限度で詐害行為取消ができるにとどまる旨主張する。

しかしながら、前記1イ記載のとおり、本件抵当権1は、本件売買契約締結前に消滅しているし、また、実質的に本件売買契約締結後に本件抵当権1が消滅しているとみることもできないから、前記主張は理由がない。

(5) まとめ

以上によれば、本件売買契約が小林の債権者を害するものであり、かつ、

小林がそのことを認識していたことは明らかというべきである。

2 争点2 (被告の善意) について

- (1) 被告は、小林とは長期間別居しており、互いの経済状況等を把握しておらず、小林が本件連帯保証契約に基づく債務を負っていることも知らなかったなどとして、本件売買契約によって小林の債権者を害することも知らなかった旨主張し、これに沿った供述をする。
- (2) しかしながら、①本件金員の授受が行われた平成20年6月27日は、M Sエイジアが本件各貸付に係る利息の支払を怠り始めたころにほぼ一致していること、②被告が、平成17年4月6日に行われた高井が原告の社長に就任したことに関する披露パーティに、小林と共に出席している(甲96の1及び2, 被告本人・28頁)ことや、平成19年3月31日から平成20年3月31日にかけて原告の株式を比較的大量に保有していた株式会社ハイタッチの代表取締役の地位にあったこと(甲99の3, 甲124, 被告本人)などの事情によれば、被告が、本件各貸付に関して、全く無関心であったとは考えがたいこと、③小林は、平成20年6月当時、被告が代表者である日本ダブルリード株式会社(以下「日本ダブルリード」という。)の会長職にあり、日本ダブルリードから毎月約57万5000円の役員報酬を受けていたこと(乙6, 10)や、本件持分移転登記の申請に際して、被告と小林との間で、委任状の受け渡し等が問題なく行われていること(甲33, 乙10, 被告本人)などによれば、被告と小林は、当時、連絡を取り合える状態にあったものと推認できること、④被告は、平成20年6月ないし7月ころに本件売買契約を締結した理由について、陳述書(乙10・3頁)では、住宅ローンの残額が被告と小林の分を合わせても8000万円程度になり、一括して返済する目途が立ったことと、小林が日本ダブルリードの定年に該当するようになるため、日本ダブルリードから小林に役員報酬を支払い、それを住宅ローンの返済に充てることができなくなる見通しであったことを挙げてい

たが、被告本人尋問においては、その時期に本件売買契約を締結した理由は特段ない旨供述するなど、供述を変遷させており、いずれにしても、平成20年6月ないし7月ころに本件売買契約を締結しなければならない明確な理由は見当たらないことなどの事情に照らせば、被告の前記供述はにわかに採用することはできない。他に被告の前記主張を認めるに足りる証拠はない。

3 争点3（詐害行為取消権の消滅時効の成否）について

- (1) 被告は、平成20年10月8日に原告の代表取締役であった高井が本件売買契約の存在を認識していた旨主張する。そして、当時、原告の非常勤監査役であった公認会計士の証人井戸川成（以下「井戸川」という。）は、要旨、以下のとおり供述する。

すなわち、平成20年7月末ころ、MSエイジアが、同年6月末が支払期限である本件各貸付に係る利息を支払っていないという事実を知った。そこで、同年8月上旬ころ、原告の総務部に対して、小林の不動産の調査をするように指示した。その後、小林とは連絡が取れない状態が続いていたが、同年9月1日、小林から突然電話があり、小林に対して、本件各貸付の回収可能性に関する資料の提出を求めた。同年10月8日、原告の当時の代表取締役である高井とともに、小林に対して本件各貸付の返済を求めるために、小林と面談した。この面談の際、高井は、小林に対して、本件各貸金の返済と担保の提供を求めた。これに対し、小林は、本件建物の登記完了証を示し、本件共有持分は移転済みであり、自分にはもう財産がないという趣旨の発言をした。なお、この際、高井から小林に対して、登記完了証の写しを交付するよう求めることはなかった。また、自分は、横から登記完了証をのぞき見た程度であった。以上のとおり供述する。

そこで検討するに、井戸川は、小林から本件建物の登記完了証が示されていたが、自分はそれを横からのぞき見ただけ（証人井戸川成・40頁）であり、前記登記完了証の写しの提出も求めず（同26頁）、さらに、平成20

年10月8日の面談の際の出来事をそれ以後に原告の監査を行うようになった藍監査法人に対して報告もしていない(同31頁)旨供述するが、当時、原告は、本件各貸付の回収可能性等の調査で右往左往していた(同13頁)というのであるから、原告の監査役である井戸川としても、本件各貸付の回収可能性に影響のある本件建物の処分状況について、小林に対して細かい質問や資料の提出を求め、さらに、その状況について前記監査法人に対して報告するのが当然であるということができ、井戸川の前記供述は、極めて不自然である。なお、井戸川は、本件建物の処分が本件各貸付の回収可能性に当たる影響は微々たるものであるかのような供述をする(同25頁)が、当時、井戸川は、本件建物の登記完了証を横からのぞき見た程度というのであるから、本件各貸付の回収可能性に与える影響が微々たるものかどうか判断できる状態にはなく、井戸川が前記不自然な対応をした理由にはならないものというべきである。

これに加えて、①井戸川は、小林らが原告を買収しようとしていた際、小林らに協力をしており、その際の働きを評価されて、小林が株式会社バナーズの取締役会長に就任すると同時に、同社の常勤監査役に就任しており(甲53, 証人井戸川成・4, 5頁)、小林との間には一定の関係が従前からあったこと、②他方、現在、原告が井戸川に対して1億円の損害賠償の支払を求める訴訟を提起しており(証人井戸川成・38頁)、原告と井戸川は、対立関係にあること、③高井は、平成20年10月8日の面談の際に、本件建物の登記完了証を示されたことはない旨明確に供述していること(証人高井洋)、④平成20年10月8日に小林が高井に対して本件建物の登記完了証を提示したことをうかがわせる客観的な証拠は一切存在しないことなどの事情も併せ考慮すれば、前記井戸川の供述は、にわかに信用することができない。

他に、平成20年10月8日に原告の代表取締役であった高井が本件売買

契約の存在を認識していたことを認めるに足りる証拠はない。

- (2) また、被告は、平成21年8月31日までに原告は本件売買契約締結の事実を認識していた旨主張する。そして、当時、原告の取締役であった藤原、同代表取締役であった佐野の各陳述書（乙11～13）には、要旨、以下のとおりの記載がある。

すなわち、平成21年6月26日に開催された原告の株主総会において、原告の代表取締役が高井から佐野に代わり、佐野による新体制が発足したところ、このころ、原告では、小林の財産を探すべく調査を行っていた。そして、前記株主総会の前後ころ、藤原と市原が、南麻布において、小林の建物がないか探したところ、小林の家ではないかと思われる建物を発見した。それから2、3日後、市原は、「見つかりましたよ。」と言って、本件建物の登記事項証明書を持参してきた。その登記事項証明書には、本件売買契約に係る事項の記載があった。これらの事実は、すぐに役員会で報告された。かかる経緯により、原告の代表取締役であった佐野は、平成21年7月ないし8月ころ、本件売買契約が締結されている事実を認識した。

しかしながら、①原告の取締役会議事録及び監査役会議事録等（甲57～85）には、前記記載の内容に関する記載が一切存在しないなど、前記記載の内容を裏付ける客観的な証拠が見当たらないこと、②井戸川は、市原と思われる原告の総務部の者が、平成20年の夏ころ、南麻布で本件建物を探すための現地調査を行った旨供述しており、前記記載の内容とは異なる供述をしていることなどの事情によれば、前記記載の内容は、にわかに信用することができない。

他に、平成21年8月31日までに原告の代表取締役であった佐野が本件売買契約の存在を認識していたことを認めるに足りる証拠はない。

- (3) そうすると、原告において、本件売買契約を認識したと自認する平成22年2月5日をもって、本件請求に係る詐害行為取消権の消滅時効の起算日と

すべきところ、原告は、前記起算日から2年以内の日である平成24年1月23日、本件仮処分命令の申立てをし、同年4月4日、本件訴訟を提起しているから、前記消滅時効は完成していないものというべきである。

4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

裁 判 官 中 野 哲 美

これは正本である。

平成26年3月18日

東京地方裁判所 民事第7部

裁判所書記官 織田 丈司

